

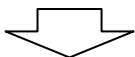
政策評価の内容点検の結果について

○ 政策評価の内容点検（認定関連活動）とは

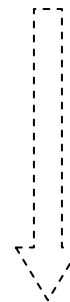
各府省の政策評価について、疑問を抱いた場合、事実関係の把握・整理を通じて疑問を解消し、その結果明らかになった問題の改善を図るもの（評価のやり直しの必要性の「認定」など）

〔実施手順〕

① 総務省は、各府省の評価書、情報収集結果に基づき、各府省の評価について疑問を生じた場合、各府省への書面による照会等により事実関係の把握・整理を行う



② 事実関係の整理がつき、解明すべき事柄が残らなかった場合（各府省により改善することが表明された場合など）は、その結果を政策評価分科会に報告し、年1回（年度末を予定）まとめて公表
⇒ 評価をやり直す必要性等の「認定」に至らないで終了



③ 事実関係の整理がつかず、なお解明すべき事柄が残る場合は、政策評価分科会において調査審議
⇒ 評価をやり直す必要性等の「認定」の可否を検討

概況

昨年度は、23事例2事項（7府省）

疑問を生じた以下の 47事例（13府省） について事実関係を整理し、評価結果が妥当なものかを確認

⇒ 改善すべき点が見られたものについては各府省において改善措置がとられることとなった（一部の案件については、引き続き事実関係を整理）

【内訳】

1	公共事業〔16事例〕	3頁
(1)	便益算定に際しての仮想市場評価法（CVM）の適用の妥当性に疑義があるもの〔4事例〕	3頁
(2)	便益算定に際しての旅行費用法（TCM）の適用の妥当性に疑義があるもの〔3事例〕	5頁
(3)	便益算定の前提となる需要予測の妥当性に疑義があるもの〔3事例〕	6頁
(4)	便益算定の前提となる軽減被害額等の妥当性に疑義があるもの〔2事例〕	8頁
(5)	その他比較の対象となる代替案の設定の妥当性に疑義があるもの〔3事例〕	9頁
(6)	その他便益算定に用いられているデータ等の信頼性に疑義があるもの〔2事例〕	10頁
2	一般政策〔31事例〕	12頁
(1)	設定されている指標が専ら政策の執行の状況をとらえており、政策効果に着目した指標の設定が必要と考えられるもの〔8事例〕	12頁
(2)	設定されている指標が政策全体をカバーしておらず、指標の設定・評価方式の在り方について検討が必要と考えられるもの〔4事例〕	14頁
(3)	設定されている指標と政策目的との関係が必ずしも明らかでなく、両者の関係をより明確化することが必要と考えられるもの〔3事例〕	16頁
(4)	数値化等による指標の特定について改善が必要と考えられるもの〔1事例〕	17頁
(5)	最終的な目標値に対応した中間年度の目標値の設定が必要と考えられるもの〔3事例〕	17頁
(6)	判断基準・指標等の設定について改善が必要と考えられるもの〔7事例〕	19頁
(7)	測定指標等の状況と評価結果の結び付きの説明について改善が必要と考えられるもの〔2事例〕	22頁
(8)	その他〔3事例〕	23頁

(注) 一つの事例が複数の「疑問の種類」に該当するものがあり、「疑問の種類」ごとにそれぞれカウントした場合の事例数は、延べ48件となる。

【概要（総務省において生じた疑問の種類による分類）】

1 公共事業

(1) 便益算定に際しての仮想市場評価法（CVM）の適用の妥当性に疑義があるもの

事例 1－1 名古屋港中川運河地区港湾緑地整備事業（愛知県）〔国土交通省公共事業再評価〕

主な疑問	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> アンケートにおいて、緑地を利用しないと回答した者については、それ以降の設問に回答しない様式になっており、緑地を利用する意思がある者のみの回答をもって支払意思額の推計が行われている。 緑地の存在価値を計測するのであれば、緑地を利用しないと回答した者の支払意思額を含めて便益の算定を行うべき。 上記のことからアンケート調査をやり直した上で、再度評価を実施すべきではないか。 	<p>「利用する」とした者の回答を基に集計し計測したことについて一つの考え方に基づいていることが確認された。</p> <p>今後、同種事業においては、調査方法を検討していく旨の認識が示された。</p>

事例 1－2 堺泉北港堺 2 区海域環境創造・自然再生等事業（大阪府）〔国土交通省公共事業再評価〕

主な疑問	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> 堺泉北港堺 2 区に人工干潟（約 10ha）を整備するという本事業に係る受益者を、マニュアルにおいては、原則プロジェクトを実施する海域を地先水面とする市町村とされているにもかかわらず、大阪府内の全世帯としている。 大阪府全域の意向をまんべんなく把握するためには、大阪府内の各市町村の世帯数等に比例して無作為にサンプルを抽出すべきところ、本アンケートの回答者は特定の地域に偏っており、また、特定の集団に対して行われている。 上記のことから、アンケートの設計・手法を見直し、やり直した上で、再度評価を行うべきではないか。 	<p>府の財政状況等も考慮した結果、簡便な手法でアンケートが実施されたが、一定の信頼性は確保されているとの認識が示された。</p> <p>今後、便益の計測にあつては、可能な限り正確に計測できるよう精度の向上に配慮していきたいとの認識が示された。</p>

事例 1-3 金沢城公園整備事業（石川県）〔国土交通省公共事業再評価〕

主な疑問	確認結果
<ul style="list-style-type: none">公園を訪れた県内外の来園者を対象に行われたアンケートにおいて、費用便益分析を行う場合、財の移転として相殺されると考えられる飲食・土産などへの消費額を含んだ「今回の移動で費やす費用」を調査し、これまでの公園整備に対する便益を算出している。今後の復元整備に対する便益を計測するために行われたアンケートの調査が、母集団である県内世帯から無作為に抽出した標本ではなく、バイアスが生じていると考えられる公園来訪者のみを対象に行われている。上記のことから、適切な費用対効果分析を行うためにも、アンケートのやり直しを行うべきではないか。	費用対効果の算定が適切に行われていなかった点について、費用対効果の算定手法について再検討を行った上で、平成 20 年度に再度評価が行われる。

事例 1-4 福部海岸侵食対策事業（鳥取県）〔国土交通省公共事業再評価〕

主な疑問	確認結果
海岸保全便益を算出するに当たって、福部海岸及び湯山海岸における海岸保全施設の整備事業以外の事業（サンドリサイクル等）も含めた、鳥取砂丘全体に係る事業を念頭に置いていると考えられる支払意志額を、両整備事業の間のみで按分しており、便益が過大に計上されているのではないか。	算定方法を見直して費用便益分析を行った場合であっても、費用便益比率は 1 を超えていることが確認された。 便益の計測に当たっては、精度に留意し、可能な限り正確に計測していく旨の認識が示された。

(2) 便益算定に際しての旅行費用法（TCM）の適用の妥当性に疑義があるもの

事例 1-5 徳島小松島港沖洲地区港湾緑地整備事業（徳島県）〔国土交通省公共事業再評価〕

主な疑問	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> 母集団（港湾緑地背後半径 1.5km 以内の居住者）を代表しておらず、そもそも母集団から抽出されてすらいらない標本（マリンピア沖洲内企業就労者）に対するアンケート結果をもって「港湾来訪者交流機会増加」の便益を算定している。 上記のことから、アンケート調査をやり直した上で、再度評価を実施すべきではないか。 	<p>港湾来訪者に対するアンケートの方法に一部不備があることから、アンケート調査をやり直した上で、再度評価が実施される。</p>

事例 1-6 筑後川直轄総合水系環境整備事業（福岡県～大分県）〔国土交通省公共事業再評価〕

主な疑問	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> 年間の水辺利用者率を推計するに当たり、水辺利用者の割合が高いと考えられる夏期に行われた調査結果を年全体に適用して導いている。 水辺利用者の旅行費用の算出を県別のナンバープレート調査により行っているが、複数目的旅行者の旅行費用であっても、全額が本整備地区への旅行のために費やされた費用とみなされている。 旅行費用の算出を県別のナンバープレート調査により行っているため、近隣に居住する水辺利用者についても、遠方にある県庁所在地から来訪していることになっている。 上記のことから、本評価のような調査手法は適当ではないと考えられるのではないか。 	<p>本便益は一定の条件制約下で算出したものであり適切であると認識している一方、よりきめ細やかな設定を行った調査を行うことで、より精緻な値を求める余地を残している結果であるとの認識が示された。</p> <p>今後、同種事業においてより理論的な正当性、及び所要の精度、信頼性を保ちつつ、効率的かつ経済的な調査手法の確立に向け、努めてまいりたいとの認識が示された。</p>

事例 1-7 福部海岸侵食対策事業（鳥取県）〔国土交通省公共事業再評価〕（再掲）

主な疑問	確認結果
<p>海岸利用便益を算出するに当たって、すべての旅行者について「鳥取砂丘への旅行が主目的である」として旅行費用を計測しており、複数目的旅行者の旅行費用が適切に配分されていないのではないか。</p>	<p>算定方法を見直して費用便益分析を行った場合であっても、費用便益比率は1を超えていることが確認された。</p> <p>便益の計測に当たっては、精度に留意し、可能な限り正確に計測していく旨の認識が示された。</p>

(3) 便益算定の前提となる需要予測の妥当性に疑義があるもの

事例 1-8 主要地方道西之表南種子線（下西目工区）（鹿児島県）〔国土交通省公共事業再評価〕

主な疑問点	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> 本事業は工事区間が5区間に分散している事業であり、5区間のうち、1区間は平成11年度センサスを基に計画交通量を260台/日として算出し、残りの4区間は、地理的条件が異なっているにもかかわらず、1区間において行った平成18年の実測値の結果を他の区間の交通量として代替して計画交通量を全て2,620台/日として算出している。 実測調査等に基づかないデータにより推計した計画交通量を用いて便益を算定することは適切ではないのではないか。 	<p>センサスに基づかない4区間の計画交通量を2,620台/日と推計したことについての一応の根拠が確認された。</p> <p>今後、便益の算定に用いる計画交通量について、必要に応じ実測調査を行うなど、正確な計測を行うことによって、適切な評価に努めていく旨の認識が示された。</p>

事例 1-9 七里長浜港 鳴沢地区防波堤整備事業（青森県）〔国土交通省公共事業再評価〕

主な疑問	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年度においても約 5 万トンの貨物しか取扱われていない状況において、防波堤を残り 100m 延伸することにより、17 年度に 89.2%であった通年の静穏度が 28 年度に 92.3%と、3.1%向上することをもって、取扱貨物量が約 10 年間で約 40 万トンも増加するとする需要推計に疑問。 本事業については、防波堤の延長が現状の 618m であっても約 45 万トンの取扱貨物量を取扱うことが可能であると考えられることから、今後、防波堤を 730m に延伸する必要性について再度評価を行うべきではないか。 	<p>現状の防波堤の延長 618m では十分な静穏度が確保されず石灰石の取扱いが困難であるが、防波堤延長が 730m に整備されることにより、取扱いが可能となることについて一定の根拠が確認された。</p>

事例 1-10 七類港 七類地区・猿渡地区複合一貫輸送に対応した内貿ターミナル整備事業（島根県）〔国土交通省公共事業再評価〕

主な疑問	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> 船舶の大型化について、経済合理性の観点から優位性があるとはいえず、便益を算定する際の運航回数の想定も現実的なものとはいえないものと考えられる。このため、計画が変更されていないことをもって、なおフェリーが大型化されるものとして、これに対応する岸壁等の整備が必要であるとするに疑問がある。 マニュアルの前提をそのまま適用し、単位当たりの輸送コストが削減されるものとして便益を算定することは適切であるとはいえず、また、そもそもフェリーの大型化が図られるとすることについてもなお疑問があることから、再度評価を行うべきではないか。 	<p>フェリーの大型化に伴う輸送コスト削減の便益算出方法について、さらなる検討を行い、再度評価が実施される。</p>

(4) 便益算定の前提となる軽減被害額等の妥当性に疑義があるもの

事例 1-11 神崎川都市基幹河川改修事業（本川工区）（大阪府）〔国土交通省公共事業再評価〕

主な疑問	確認結果
過去 45 年間の大阪府における最大被害額は昭和 57 年の 63,460.4 百万円（名目値）である一方、本事業が行われなかった場合の被害額は、最も流量規模の小さい 10 年に 1 回の確率で生じる水害の場合の被害額であっても 550,348 百万円となっており、デフレーターを考慮した場合でも、過去の洪水被害実績額と大きくかい離した被害額を想定して便益を算定しているのではないか。	現在の知見においては、複雑に関連するすべての要因を想定し、被害額を算出することは困難であり、便益の算定に当たっては、現時点においては、現在の便益の算定は適当であると考えますが、今後もより合理的な方法となるよう向上を図っていく旨の認識が示された。

事例 1-12 藤波ダム建設事業（福岡県）〔国土交通省公共事業再評価〕

主な疑問	確認結果
過去 50 年間の最大被害額は昭和 44 年の 504 百万円（名目値）である一方、本ダムが建設されなかった場合の被害額は、最も流量規模の小さい 2 年に 1 回の確率で生じる水害の場合の被害額であっても 6,171 百万円となっており、デフレーターを考慮した場合でも、過去の洪水被害実績額と大きく乖離した被害額を想定して便益を算定しているのではないか。	現在の知見においては、複雑に関連するすべての要因を想定し、被害額を算出することは困難であり、便益の算定に当たっては、現時点においては、現在の便益の算定は適当であると考えますが、今後もより合理的な方法となるよう向上を図っていく旨の認識が示された。

(5) その他比較の対象となる代替案の設定の妥当性に疑義があるもの

事例 1-13 増殖場造成事業（愛知県福江湾口地区）〔農林水産省公共事業完了後の評価〕

主な疑問	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 完了後の評価において、事業開始当初に見込んだアサリ及びノリの漁獲量が事業実施後実際どの程度得られたのかを把握せずに十分に整備効果があったと評価していることから、事業開始当初に見込んだ効果に基づき評価を行うべきではないか。 ・ アサリに下水道施設に見合う水質浄化の能力があるものとして自然環境保全・修復効果を算定しており、本効果については、年間の下水道総事業費を当該年度の処理人口の増分で除した「一人当たりの下水道事業費」を基に算出しているが、この下水道総事業費には、下水道施設における雨水の排除による浸水対策機能といった水質浄化機能以外の機能に係る費用や既存施設の改修費用といった処理人口の増加に直接結び付かない費用が含まれており、結果として便益が大きく算出されるものとなっていることから、水質浄化機能に係る費用のみのデータを用いて便益を算出すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前評価を実施した事業について、事業完了後、事前評価で用いた事業効果の見込みに基づいて評価が行われる。 ・ 自然環境保全・修復効果の算出に当たっては、水質浄化機能に係る費用のみのデータを用いるなどにより、下水道処理費用の原単位について、データの蓄積を踏まえ見直すことが検討される。

事例 1-14 新横浜公園整備事業（神奈川県）〔国土交通省公共事業再評価〕

主な疑問	確認結果
<p>本公園の整備によって、本公園で開催されるサッカーの試合の入場料等からなる「スポーツ観戦価値」が新たに発生しているが、本公園が整備されない場合に代替的施設で開催されていたであろう試合に係る便益を差し引くべきではないか。</p>	<p>算定方法を見直して費用便益分析を行った場合であっても、費用便益比率は1を超えていることが確認された。</p> <p>今後とも評価手法の改善に努め、適切な事業評価を行う旨の認識が示された。</p>

事例 1-15 当別ダム建設事業（北海道）〔国土交通省公共事業再評価〕

主な疑問	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> 「流水の正常な機能の維持に関する便益」として、不特定容量を持つダム（身替りダム）の建設費を便益に計上しているが、多目的ダムを造ることによるスケールメリットにより、身替りダムの建設費が本ダムの建設費用の治水事業分を上回り、治水効果を分析するまでもなく費用対効果が1を超える結果となっている。 「流水の正常な機能の維持に関する便益」について、評価の客観性を担保するためにも、その算定方法についての検討を早期に行い、その結果等をマニュアル等に明示すべきではないか。 	<p>「流水の正常な機能の維持に関する便益」については、算出方法やマニュアル等への記載を含めて引き続き検討が行われる。</p>

(6) その他便益算定に用いられているデータ等の信頼性に疑義があるもの

事例 1-16 船窪土地区画整理事業（茨城県ひたちなか市）〔国土交通省公共事業再評価〕

主な疑問	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> 基本事業費の対象となっているすべての路線を対象とした費用対効果ではなく、代表路線の費用対効果のみをもって評価が行われている。本事業については評価をやり直すべきではないか。 債務超過が予測され、地価上昇効果についても見込めないことから、ひたちなか市公共事業再評価委員会において事業の採算性等の問題から「休止」すべきとの意見が提出され、市においても変更事業計画が作成途中という状況にあることから、本事業については、「中止」と判断すべきではないか。 	<p>費用対効果の算定が適切に行われていなかった点については、平成20年度末に再度評価が行われる。また、最終的な補助金交付の判断についても、事業計画見直し後の再評価結果をもって判断される。</p>

事例 1-17 高竜土地区画整理事業（静岡県浜松市）〔国土交通省公共事業再評価〕

主な疑問	確認結果
基本事業費の対象となっている全ての路線を対象とした費用対効果ではなく、代表路線の費用対効果のみをもって評価が行われている。本事業については評価をやり直すべきではないか。	費用対効果の算定が適切に行われていなかった点について、平成 20 年度末に再度評価が行われる。

2 一般政策

(1) 設定されている指標が専ら政策の執行の状況をとらえており、政策効果に着目した指標の設定が必要と考えられるもの

事例 2-1 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底〔金融庁実績評価〕

主な疑問	確認結果
法令等の整備状況など業務の実施状況に関する記述が中心となっているが、政策効果を十分に把握した上で、これを基礎として評価を行うべきではないか。	平成 19 年度実績評価書において、相談等の受付状況や関係統計資料等を活用して、政策効果を把握した上で、これを基礎として評価が行われる。また、平成 20 年度金融庁政策評価実施計画において、これまでの実績評価において活用してきた指標が明記される。

事例 2-2 債権管理回収業の審査監督〔法務省実績評価〕

主な疑問	確認結果
「債権回収会社に対する立入検査で指摘した事項の改善状況」について、目標に関し達成すべき水準を数値化等により具体的に特定することが可能な指標を設定して評価すべき。	債権回収会社に対する立入検査で指摘した事項の改善状況に関する適切な評価指標を設定して評価を行うことが検討される。

事例 2-3 自治体における住民ニーズの把握や事業評価等を通じた課題解決的な取組みや人権に関する学習機会の充実に向けた取組を推進する〔文部科学省実績評価〕

主な疑問	確認結果
指標（『「人権教育推進のための調査研究事業」の実施事業数』について、予算積算上の地域数を基に目標値を設定しており、予算の積算どおりに執行できたことのみにより評価している。政策効果に着目した指標を設定すべきではないか。	今後、人権教育推進に関するより適切な評価指標を設定して評価を行うことが検討される。

事例 2-4 国際社会で主体的に行動することができる能力の基礎を育成するために国際教育を推進する体制を整備するとともに、「英語が使える日本人」の育成のための行動計画に基づき、「英語が使える日本人」を育成する体制を確立する〔文部科学省実績評価〕

主な疑問	確認結果
「関連施策の実施率」を指標として設定しており、単に関連施策のうち何件の施策が実施されたかのみにより評価している。政策効果に着目した指標を設定すべきではないか。	今後、政策実施により生じた効果を把握する指標を設定して評価を行うことが検討される。

事例 2-5 児童生徒が専門的な教育相談を受けられる体制を整備する〔文部科学省実績評価〕

主な疑問	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> 「公立中学校におけるスクールカウンセラーの配置校数」を指標として設定しているが、当該指標の実績が毎年度の評価実施時点において明らかにならないことから、毎年度、計画数をもって達成状況が判断されている。政策効果に着目した指標を設定すべき。 配置校数には小学校・高等学校の実績も含まれているため評価書においてこの旨を明らかにすべき。 	今後、早期に照会・集計を行い、実績数に基づき評価を行うこと、及び政策実施により生じた効果を把握する指標の設定について検討される。また、評価書の記載に不明確な点がみられたが、配置校数は、小学校・高等学校への配置も含んだものであることが明らかになるよう評価書が修正される。

事例 2-6 第3期科学技術基本計画の方針に沿って、基礎研究について一定の資源を確保する〔文部科学省実績評価〕

主な疑問	確認結果
「大学・大学共同利用機関等における独創的・先端的基礎研究の予算額」を指標としており、行政活動に投入された資源（インプット）のみにより評価している。政策効果に着目した指標を設定すべきではないか。	今後、「科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会等における主なプロジェクトのヒアリングの評価結果」等を指標とすることが検討される。

事例 2-7 日韓スポーツ交流事業〔文部科学省事業評価（事後）〕

主な疑問	確認結果
事業開始時における予算額を基に目標値（本事業による年間交流人数）を設定し、予算額相応の交流が行われてきたものと考えられるため「これまで一定の成果は得られてきた」ものとしており、単に予算の積算どおりに執行できたことを評価している。政策効果に着目した指標を設定すべきではないか。	評価書の記載に不明確な点がみられたが、本事業の実施により得られた効果が明らかにされ、評価書が修正される。

事例 2-8 地球環境の保全（酸性雨・黄砂対策）〔環境省実績評価〕

主な疑問	確認結果
政策手段である「酸性雨モニタリング地点数」が政策の効果を示す指標とされているが、当該指標では政策の効果が明らかとはならず、モニタリング地点数の集約も既に完了していることから、指標として適切ではないのではないか。	今後、「酸性雨モニタリング地点数」に代わる新たな指標を設定し評価を行うことが検討される。

（2）設定されている指標が政策全体をカバーしておらず、指標の設定・評価方式の在り方について検討が必要と考えられるもの**事例 2-9 栄典制度の適切な運用〔内閣府実績評価〕**

主な疑問	確認結果
「各界各層から幅広く候補者を発掘し、民間分野の受章者の増加に努めるとともに、民間分野のうち特に中堅企業、中小企業の功労者の発掘、女性功労者の発掘、一般推薦制度の適切な運用を図る」ことを政策目的としているが、叙勲等の発令数のみが測定指標として設定されている。このため、本政策の目的全体についての指標を設定すべき。	今後、本政策の目的全体についての達成目標及び測定指標を設定し評価を行うことが検討される。

事例 2-10 個人投資家の参加拡大〔金融庁実績評価〕

主な疑問	確認結果
測定指標の測定結果のほか、参考指標の測定結果や、測定指標又は参考指標として位置付けられていないデータを積極的に活用し、評価結果を導くのであれば、これらを測定指標と位置付けて評価を行うべき。	今後、「個人株主数の推移」、「特定口座数の推移」を測定指標に加えて評価が行われる。また、「公募株式投資信託の販売状況（純資産残高）」等を指標として設定し評価を行うことが検討される。

事例 2-11 保護観察対象者等の改善更生〔法務省実績評価〕

主な疑問	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> 保護司の確保については、重点施策の一つとしているが、これを測定・分析する指標が設定されていないことから、保護司の確保についての指標を設定すべき。 「保護司に対する研修実施状況」については、その効果を直接測定する指標が設定されていないことから、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、目標の達成度合いを評価すべき。 	保護司の確保及び保護司に対する研修に関する適切な評価指標を設定して評価を行うことが検討される。

事例 2-12 環境政策の基盤整備（環境基本計画の効果的実施）〔環境省実績評価〕

主な疑問	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> 目標を達成するための手段である環境基本計画の普及啓発の状況について、「効率的にすすめた。」との記載がある一方、普及啓発の状況を表すと考えられ、本施策の参考指標である「国民の認知度」が低下しているが、認知度の低下についても評価書で触れるべきではないか。 参考指標以外にも総合的な評価の枠組みが別途あるとのことだが、本施策の評価においても、そのような枠組みを活用することが考えられるのではないか。 	評価書の記載に不明確な点がみられたが、国民の環境基本計画の認知度の動向について評価書で言及していない理由が明らかになり、今後、その点に関して評価書の記載が改善される。また、環境基本計画の進捗よく状況に関する中央環境審議会の点検・評価結果の、政策評価への活用の可能性が検討される。

(3) 設定されている指標と政策目的との関係が必ずしも明らかでなく、両者の関係をより明確化することが必要と考えられるもの

事例 2-13 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること〔厚生労働省実績評価〕

主な疑問	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「出産・育児等に対応した女性医師の多様な就業を支援する」政策について、女性医師数のみが指標とされており、政策の効果を測定・分析するための指標を設定すべき。 ・ 「看護職員の離職の防止・再就職を支援する」政策について、看護職員の数のみが指標とされており、政策の効果を測定・分析するための指標を設定すべき。 	<p>今後、「女性医師バンクの再就業支援件数」及び「看護職員確保モデル事業とナースセンターを通じて再就業した看護職員数」等を評価指標に加えて評価を行うことが検討される。</p>

事例 2-14 若年者ジョブサポーターによる新規学卒者等のマッチングの強化〔厚生労働省事業評価（事後）〕

主な疑問	確認結果
<p>事業の目的「中学・高校卒業者の円滑、的確な就職を実現すること」の達成状況を評価するための指標として、事前評価において「ジョブサポーターの求人開拓件数」を設定していたが、事後評価においては評価指標から除外され、その達成度合いが評価されていない。ジョブサポーターが新規学卒者等の雇用にどのような影響を与えたかとの観点からの評価を行うべき。</p>	<p>評価書の記載に不明確な点がみられたが、事前評価で定めた評価指標の一つ「ジョブサポーターの求人開拓件数」が削除された理由が明らかにされ、評価書に追記する修正が行われた。</p>

事例 2-15 中古住宅・不動産流通を促進する〔国土交通省実績評価〕

主な疑問	確認結果
<p>指標（107「既存住宅の流通シェア」、108「住宅の利活用期間」）については、住宅着工統計や住宅・土地統計調査を用いていることから、平成 15 年以降の実績が把握できないため、指定流通機構（レインズ）の既存住宅成約件数のデータを補助的に活用して、指標の改善又は悪化について判断しているとのことだが、指定流通機構（レインズ）の既存住宅成約件数のデータと指標との関係性を評価書上具体的に説明すべきではないか。</p>	<p>評価書に事実関係（指定流通機構（レインズ）の既存住宅成約件数のデータと指標との関係）が追記された。</p>

（４）数値化等による指標の特定について改善が必要と考えられるもの

事例 2-16 原子力安全対策〔内閣府実績評価〕

主な疑問	確認結果
<p>目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されていない測定指標（「国及び地方公共団体が主催する原子力防災訓練への参加状況」等）がみられる。また、目標に関し達成しようとする水準が特定されている測定指標について、設定後の実績が目標値を上回っているものがある。</p> <p>これらについては、達成水準の明確化や近年の実績を踏まえた目標設定とすべき。</p>	<p>今後、測定指標の設定について、近年の実績等を踏まえた上で検討される。</p>

（５）最終的な目標値に対応した中間年度の目標値の設定が必要と考えられるもの

事例 2-17 交通安全意識の向上〔警察庁実績評価〕

主な疑問	確認結果
<p>業績指標②「シートベルトの着用者率」及び業績指標③「チャイルドシートの使用者率」については、達成年の平成 22 年において着用者率ないし使用者率を向上させるという達成目標だけでは、各年における達成度合いの判断ができないため、その達成に向けての各年における達成度合いが判断できる目標を設定すべき。</p>	<p>今後、各年において「前年増」といった目標を設定して評価を行うことが検討される。</p>

事例 2-18 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること〔厚生労働省実績評価〕

主な疑問	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「男性の育児休業取得率」について、閣議決定である「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画」に設定された目標値「10%」の実現に向けた各年度の目標値の設定、評価を行うべき。 ・ 指標「育児休業取得率（目標：対前年度増）」について、男性についてはほぼ横ばい（0.5%前後を推移）である一方で、女性については上昇傾向にあることをもって、「取組は個別目標の達成にとって有効・効率的であった」と評価している。 	<p>今後、大綱の掲げる「男性の育児休業取得率 10%」の達成に向けた進ちょく状況、及び男性の育児休業取得率の動向も含めた男性の育児参加促進施策の有効性等が検証・評価される。</p>

事例 2-19 廃棄物・リサイクル対策の推進（産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等））〔環境省実績評価〕

主な疑問	確認結果
<p>指標「産業廃棄物の排出量」の値は経年的に上昇トレンドを持ち、平成 22 年度を目標年として設定されているところ、平成 16 年度の施策について、平成 16 年度実績値が平成 22 年度の目標値を下回っていることをもって評価を行うのは適切ではないのではないか。</p>	<p>評価書の記載に不明確な点がみられたが、事実関係（評価・分析欄の記載は、評価書の指標欄に記載してある各指標の動向に基づくもの）が明らかになり、今後、施策の有効性について、分かりやすい記述となるよう評価書が改善される。</p>

(6) 判断基準・指標等の設定について改善が必要と考えられるもの

事例 2-20 児童生徒の安全を守るため、学校における安全確保のための取組を推進する〔文部科学省実績評価〕

主な疑問	確認結果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校における安全確保のための取組状況に関する指標（「防犯マニュアルを活用している学校の割合」等）について、平成 15 年度において既に達成されている数値を目標値として掲げている。 ・ 指標の測定に当たって、一部について実施された場合も含めて実施したこととしており、政策の有効性を判断する基準として適切かどうか疑問がある。 ・ これらについては、近年の実績を踏まえた目標設定とすべき。 	<p>今後、指標の設定について、近年の実績を踏まえた上で検討される。</p>

事例 2-21 平成 22 年度までに、小規模でも地域の特色を活かした強みを持つクラスターを各都道府県に 1～2 箇所程度育成し、新技術シーズの創出や産学官連携基盤の構築を通じた我が国の科学技術の高度化・多様化やイノベーション・システムの競争力強化を図る〔文部科学省実績評価〕

主な疑問	確認結果
<p>指標（「優れたエリアの割合」）について、前年度までの実績により既に達成されている水準を目標値として掲げている（「4 割以上 5 割以下」で「想定どおり達成」、「5 割より多い」で「想定以上に達成」としているが、平成 17 年度において、「評価実施済地域数 19 地域に対して優れたエリア地域数 15」を達成済み。18 年度においては「評価実施済地域数 28 に対して優れたエリア地域数 23」）。近年の実績を踏まえた目標設定とすべき。</p>	<p>今後、指標の設定について、近年の実績を踏まえた上で検討される。</p>

事例 2-22 政策 意欲と能力のある担い手の育成・確保 目標③ 人材の育成・確保、政策 都市との共生・対流等による農村の振興 目標② 中山間地域等における経済活性化に向けた条件整備の促進〔農林水産省実績評価〕

主な疑問	確認結果
<p>一定の水準を確保・維持することを目標としている政策について、実績値が目標とする水準を下回り、かつ、その推移が減少傾向となっている場合であっても、一律に達成度合い 90%以上の場合にランク「A」（おおむね有効）としているため、達成目標に達していない原因が時々の社会経済情勢によるものか、又は政策効果がなかったことによるものか必ずしも判別できないことから、このような場合には、達成目標に達していない原因について分析を行うべきではないか。</p>	<p>今後は、毎年度一定の水準を確保・維持することを目標としているものについて、達成ランクが「A」（おおむね有効）であっても、実績値が目標とする水準を下回り、かつ、その推移が減少傾向となっている場合には、目標とする水準を下回っている原因が分析される。</p>

事例 2-23 感染症の発生・まん延の防止を図ること〔厚生労働省実績評価〕

主な疑問	確認結果
<p>あらかじめ設定した目標（「定点医療機関の全国充足率（目標値：おおむね 100%/毎年度）」及び「感染症指定医療機関病床数（目標値：約 1,900 床）」）を達成していない一方で、「概ね目標を達成できているものと評価できる」と評価している。</p>	<p>今後は、目標値を達成しない原因の分析が行われる。また、評価指標「感染症指定医療機関の必要病床数に対する充足率」を用いて分析・評価が行われる。</p>

事例 2-24 医薬品の適正使用を推進すること〔厚生労働省実績評価〕

主な疑問	確認結果
<p>あらかじめ設定した指標（「医薬品購入者のうち相談者・質問者数の割合」）の達成状況についての評価を行い、評価結果を導くべきではないか。</p>	<p>今後、医薬品の適正使用の普及啓発の推進状況を把握するためのより適切な指標の設定が検討される。</p>

事例 2-25 経営革新・創業促進（企業等OB人材活用推進事業及び中小企業連携組織対策推進事業費）〔経済産業省実績評価〕

主な疑問	確認結果
①企業等OB人材活用推進事業	
<p>事前評価の際に設定した「平成 17 年度末までに、マッチングを 3,300 件成立させる」について、目標に達しなかった原因の分析を評価書上明らかにした上で評価結果を導き出すべき。</p>	<p>マッチング件数が目標に達しなかったことについての原因等が明らかになり、評価書が修正される。</p>
②中小企業連携組織対策推進事業費	
<p>事前評価の際に設定した「中小企業診断士の有資格者数（目標値：120 名）」について、測定結果や目標の達成状況を評価書上明らかにした上で評価結果を導き出すべき。</p>	<p>今後、事前評価の際に定めた目標・指標については、事後において効果の検証が行われる。</p>

事例 2-26 まちづくりの推進（旧：中心市街地活性化事業の推進）（中心市街地等中小商業活性化施設整備事業、中小商業活性化総合補助事業及び流通業等強化資金（平成 18 年度より企業活力強化資金に変更）〔経済産業省実績評価〕

主な疑問	確認結果
①中心市街地等中小商業活性化施設整備事業 ②中小商業活性化総合補助事業	
事後評価の際に用いた「中心市街地活性化支援事業等に係るフォローアップ調査」は事業者の認識を把握するものとなっており、事前評価の際に定めた指標「補助事業実施前と実施 1 年後の来街者数の変化」等を測定するものとなっていないため、事前評価の際に定めた指標を把握・分析し、その結果を踏まえて評価結果を導き出すべき。	今後、評価方法や効果の測定方法等を十分検討するとともに、必要な情報の収集・分析を確実に行った上で評価が行われる。
③流通業等強化資金	
融資額・融資件数を基に評価結果が導かれており、本事業の実施により得られた政策効果が把握されていないため、事前評価の際に設定した目標である「本事業を活用した事業者の 1 / 2 が必要と評価すること」について測定結果や目標の達成状況を評価書上明らかにした上で評価結果を導き出すべき。	今後、評価方法や効果の測定方法等を十分検討するとともに、必要な情報の収集・分析を確実に行った上で評価が行われる。

（7）測定指標等の状況と評価結果の結び付きの説明について改善が必要と考えられるもの

事例 2-27 情報通信システム整備促進事業〔総務省事業評価（事後）〕

主な疑問	確認結果
本事業の平成 11 年度から 17 年度までの実施事業数が合計 721 件であることを踏まえ、「本事業の有効性が認められる」と評価しているが、本事業による補助を受けて行われたシステム開発や当該システムの運用の状況を踏まえて改めて評価を行うべき。	本事業による補助を受けて行われたシステム開発や当該システムの運用状況を踏まえた分析の結果に基づき、評価書が修正される。

事例 2-28 対ベトナム国別援助政策〔外務省総合評価（事後）〕

主な疑問	確認結果
各事務事業の評価は、各重点分野に含まれるすべてのプロジェクト等を念頭に置いて行われたとのことだが、評価書では成果の出ている分野のみの例示にとどまっている。全体の状況を踏まえた横断的な評価内容等を記載すべきではないか。	今後、外務省による ODA の政策レベル評価について、各重点分野の全体的な状況を踏まえた横断的な評価内容等を記載した評価書の作成に努める旨の認識が示された。

(8) その他**事例 2-29 国際交流・国際協力の推進〔内閣府実績評価〕**

主な疑問	確認結果
企業を対象としたセミナーに関する達成目標（アンケート結果で回答者の過半数から肯定的評価を得る）について、同セミナーが開催されなかった一方で、別の目標（「東アジア男女共同参画担当大臣会合」）に「その趣旨を発展・統合させて実施」としている。達成目標の達成状況を踏まえた評価を行うべき。	事実関係（「国際交流を通じたトップ・マネージメントセミナー」に係る達成目標の達成状況を踏まえた評価結果）が明らかになり、評価書が修正される。

事例 2-30 スポーツの実施を通じて、子どもの体力の低下傾向に歯止めをかける〔文部科学省実績評価〕

主な疑問	確認結果
「「今の子どものスポーツ環境の変化」に関するアンケート調査」結果を用いた指標を設定しているが、当該アンケートは 20 歳以上の者を対象に「自分の子どものときと比較して、今の子どものスポーツや外遊びの環境はどのようになったと感じるか」を問うものであり、また、実施頻度は 3 年に 1 回である。政策目標を踏まえた指標により評価を行うべき。	今後、政策実施により生じた効果を継続的に把握できる指標を設定し評価を行うことが検討される。

事例 2-31 防衛庁における環境への配慮〔防衛省実績評価〕

主な疑問	確認結果
実績評価対象項目について、実施計画と評価書で体系が異なっており、実施計画では八つの下位目標により評価されることとされている基本目標について、評価書では、八つのうち七つの下位目標により評価が行われており、残りの下位目標については、他の基本目標の下に設定されている。実施計画と評価書における実績評価対象項目の体系の整合性を図るべきではないか。	現在作成している平成 20 年 3 月公表予定の平成 19 年度評価書において、実施計画に掲げられている体系との整合性が図られる。

【昨年度の指摘への対応状況】

事例 一般国道 338 号 長後バイパス（青森県）〔国土交通省公共事業再々評価〕

昨年の指摘	確認結果
転換交通量の推計に用いたセンサス区間に誤りがあったため、再評価を実施	再評価の結果、全体事業B/C=0.5、残事業B/C=1.6となったため、設計条件見直しや工法変更等によって約4億円のコスト縮減を図り、地域の実情等を総合的に検討し、「見直し継続」とされた。

【その他：引き続き事実関係の整理を進めるもの】

事例 国営かんがい排水事業（鳴瀬川地区（宮城県）、岩木川左岸地区（青森県））〔農林水産省公共事業期中の評価〕

主な疑問点	今後の検討の方向性
便益として計上されている作物生産効果、営農経費節減効果、更新効果・廃用損失額の算定根拠について事実確認中	今後、これらの効果の算定根拠に係る資料の提供を受けた上で、今後の方向性について整理する。

事例 一般国道 439 号 郷拡幅（高知県）、一般国道 439 号 大峠バイパス（高知県）〔国土交通省公共事業再評価〕

主な疑問点	今後の検討の方向性
①現道の計画交通量について、別の道路整備事業を実施している他の国道からの交通量の転換を見込んでいる点、及び②走行時間短縮便益等について、「整備なし」の場合の交通量を、「整備あり」の場合に他の国道から転換してくる交通量を加えた台数と同数とした結果、走行時間にかかる費用等が大きく計測されている点等について、疑問があり事実確認中	今後、計画交通量及び便益の算定根拠について国土交通省の説明を受けた上で、今後の方向性について整理する。

事例 水道水源開発施設整備事業（安威川ダム・紀の川大堰）（大阪府）〔厚生労働省公共事業再評価〕

主な疑問	今後の検討の方向性
<p>新規ダム等建設案と代替案（工業用水の転用による水源確保）との比較検討の結果、新規ダム等建設案を採用することとしているが、既存施設についても今後計画的に施設の更新を行い耐震性が確保される予定であるにもかかわらず、新規ダム等建設案のみ震災対応機能を認め、「非常時の飲料水確保費用」を便益として計上している。</p>	<p>厚生労働省との間において、引き続き事実関係を整理する。</p>